

4月1日からの消費税増税と負担増に抗議する（談話）

平成26年3月31日
佐賀県保険医協会
会長 藤戸 好典

4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられる。

消費税率の引き上げは橋本政権下の1997年4月以来17年振りであるが、サラリーマンの年収は1997年の446万円をピークに2012年では約70万円低下している。8兆円に及ぶ増税に国民生活が耐えられないことは明らかである。消費税増税による影響は、みずほ総合研究所の試算で、年収300万円未満世帯で平均5万7529円の負担増、年収400万円台世帯で平均7万8869円の負担増となっている。

政府は、増税は社会保障のためとしてきたが、生活保護をはじめ医療・介護・年金など社会保障全般の削減・負担増が行われる。一方、政府は、増税に伴う「景気腰折れ」対策を口実に、復興特別法人税の廃止の前倒し検討などを含む5兆円規模の経済対策を進め、さらに法人実効税率も引き下げようとしている。減税の恩恵は大企業に集中し、これまで以上に内部留保が積み増しされる。

私たち医師・歯科医師は、増税に伴う生活負担増により受診抑制をさらに広げ、国民のいのちと健康を危機に陥れるものとして、消費税増税の判断に抗議するものである。

また4月1日より診療報酬の改定が行われる。

厚労省は「プラス0.1%」と発表しており、一部で厚労省発表を鵜呑みにして、診療報酬改定が「医療機関に手厚く」行われたとの報道がなされた。しかし実際には、薬価を含めた改定率はプラス0.1%であるが、その中には消費税増税による補填分1.36%が含まれており、消費税増税対応分を除けば1.26%のマイナス改定である。

在宅医療分野でも、在宅時医学総合管理料や在宅患者訪問診療料に大幅な点数引き下げや一物多価の設定が導入された。これは、各地域で懸命に在宅医療に取り組んでいる医療機関の評価を貶めるだけでなく、診療報酬に対する信頼をも失わせるものであり、到底容認できない。

進行する「医療崩壊」からの脱却と地域医療再生に今、最も必要なのは診療報酬の大幅な引き上げである。佐賀県保険医協会は、次回改定を待たず早急に補正予算等に対応するよう強く要望するとともに、「社会保障・税一体改革」方針の撤回を求める。同時に、そして、いつでも・どこでも・誰もが十分な療養

の給付を受けられるよう、患者窓口負担の大幅軽減を基本とする医療保険制度の改善を強く求めるものである。

以上